

# 富里市におけるイベント及び施設等の取扱いに係る ガイドライン Ver.14

策定 令和2年5月25日

改訂 令和2年6月19日 令和2年9月24日 令和2年11月13日  
令和3年1月8日 令和3年2月1日 令和3年3月19日  
令和3年9月29日 令和3年11月25日 令和4年1月20日  
令和4年2月10日 令和4年3月4日 令和4年3月18日  
令和4年6月1日

富里市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 趣旨

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、市民の生命と健康を守るため、本市のイベント及び施設等の取扱いを示すものである。

なお、今後の国及び千葉県の指針が示されるなど状況の変化に応じて見直しを図るものとする。

## 2 イベントの取扱い

市が主催するイベントについては、国が発出する「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の規定に基づき、地域の感染状況等を勘案した上で実施の判断を行う。

また、外郭団体等が市内で実施するイベントについては、市の基本的な考え方に準じた取扱いをイベントの主催者等に要請するものとする。

## 3 施設の取扱い

市内公共施設の利用に当たっては、「2 イベントの取扱い」や地域の感染状況等を考慮した上で、対策本部にて施設ごとの利用の制限または休止及び再開を判断する。

感染症のまん延を防止するという理由で利用を中止した場合の使用料等は、徴収しないこととし、振替もしくは返金で対応するものとする。

## 4 適用期間

令和4年6月1日～当面の間